

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	I-PEX株式会社	コード	6640
提出日	2023/3/8	異動(予定)日	2023/3/29
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	橋口純一	社外取締役	○														○		有
2	庭野修次	社外取締役	○														○		有
3	若杉洋一	社外取締役	○											○				訂正・変更	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当ありません。	橋口純一氏は、経営者として及びグローバル企業での豊富な経験に基づく高い見識と幅広い知見を有しており、当社社外取締役就任後より、実効性の高い監査、監督とともに経営の重要事項の決定や、業務執行の意思決定における後押しを行ってまいりました。また、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長としても役員の指名・報酬の決定に関する客観性・透明性の確保等に貢献しており、これらの実績・見識等より取締役会の更なる監督機能の強化・充実に期待できることから社外取締役に選任しております。また、同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」の独立性基準及び当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	該当ありません。	庭野修次氏は、過去の会社役員等の経験から会社経営全般に精通しており、当社社外取締役就任後より、実効性の高い監査、監督とともに経営の重要事項の決定や、業務執行の意思決定における後押しを行ってまいりました。また、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員としても客観性・透明性の確保等に貢献しており、これらの実績・見識等より取締役会の更なる監督機能の強化・充実に期待できることから社外取締役に選任しております。また、同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」の独立性基準及び当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	若杉洋一氏は、当社が顧問契約を締結している弁護士法人大江橋法律事務所の社員弁護士ですが、当社は同事務所の同氏以外の担当弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けており、同事務所が受ける総報酬額に対する当社の過去3事業年度の平均支払額につきましては、同事務所の各年度における年間受取報酬総額の約0.8%（単年度においても最大約0.9%）であり、当社の「社外取締役の独立性判断基準」に定める年間受取報酬総額の2%を超えないことから、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	若杉洋一氏は、弁護士として法務及びコンプライアンスに関する高度な専門知識と豊富な経験を有しており、当社社外取締役就任後より、実効性の高い監査、監督とともに経営の重要事項の決定や、業務執行の意思決定における後押しを行ってまいりました。また、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員としても客観性・透明性の確保等に貢献しており、これらの実績・見識等より取締役会の更なる監督機能の強化・充実に期待できることから社外取締役に選任しております。また、同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」の独立性基準及び当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

## 4. 補足説明

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社としての社外取締役の独立性判断基準を定めており、以下のいずれの基準にも該当していない事を確認の上、独立性を判断しております。
<社外取締役の独立性判断基準> 1. 当社を主要な取引先(※i)とする者又はその業務執行者(仕入れ先関係) 2. 当社の主要な取引先(※i)又はその業務執行者(得意先関係) 3. 当社から役員報酬以外に多額(※ii)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家 (当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。) 4. 最近(就任直前過去3年以内)において、上記1、2又は3に掲げる者に該当していた者 5. 就任の前10年以内のいずれかの時において次の(A)から(O)までのいずれかに該当していた者 (A) 当社の業務執行者又は業務執行者でない取締役 (B) 当社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。) (C) 当社の子会社及び兄弟会社の業務執行者 6. 次の(A)から(F)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者(※iii) (A) 当社の会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。) (B) 当社の子会社の業務執行者 (C) 当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与 (D) 当社の業務執行者又は業務執行者でない取締役 (E) 当社の兄弟会社の業務執行者 (F) 最近において前各号に該当していた者 7. 当社の主要株主(※iv)(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等(業務執行者又は過去に業務執行者であった者)をいう。) 8. 当社の役員相互就任先の業務執行者 9. 当社から多額の寄付または助成を受けている団体(※v)の業務を執行する者 ※i. 主要な取引先とは、当社の取引先であって、その年間取引額が当社の連結売上高または相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。 ※ii. 多額とは、当社から收受している対価が、個人の場合には年間1千万円、法人の場合には当該法人の連結売上高の2%を超えるときをいう。 ※iii. 近親者等とは、本人の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族をいう。最近においては、過去3年以内とする。 ※iv. 主要な株主とは、事業年度末において、株式の保有割合が発行済み株式数の10%を超える者をいう。 ※v. 多額の寄付または助成を受けている団体とは、当社から年間1千万円を超える寄付または助成を受けている団体をいう。

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目  
a. 上場会社又はその子会社の業務執行者  
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)  
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役  
d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)  
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者  
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者  
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者  
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家  
i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)  
j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)  
k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)  
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)  
以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。